

## 論文の和文要旨

### 論文題目

自治体政策の課題としての「文化的生存配慮」  
1970年以降のフランクフルト・アム・マイン市の  
博物館政策を例にした研究

### 氏名

秋野有紀

本研究論文は、ドイツの文化政策をめぐる政策理念と政策実践の発展の歴史を分析している。それにより、ドイツの文化政策の理念と実践の乖離がどこにあるのかを指摘し、今日の公共文化政策が文化に対して担うべき責務とは何かを明らかにすることが目的である。公共文化政策が担うべき責務の核心を扱うに当たっては、ドイツでの近年の議論のキーワードである「生存配慮」の理論を立脚点とした。そのうえで、「生存配慮」を巡る理論的考察と、1970年以降のフランクフルト・アム・マイン市のミュージアム政策の実践の歴史に対する考察とを行い、理論面と実践面から、「生存配慮」の内容を抽出していった。構成としては、三部構成で、第Ⅰ部では、ドイツの近年の文化政策議論のキーワードである「生存配慮」の理論的考察を、第Ⅱ部では、1970年以降のフランクフルト・アム・マイン市を例に、その内容がいかに変化してきたのかを具体的に考察する。それをうけて第Ⅲ部で、今日の状況を観察し、政策理念と実践の乖離を指摘する。その結果に基づいて、今日的な「文化的な生存配慮」の内容を、現実と実践の相違を埋めるものとして提起するというアプローチをとった。

その結果、以下のことが明らかとなった。

まず前提として、戦後ドイツの文化政策は、ナチスの政治体制を誕生させる間接的な土壌となった「文化国家」や「生存配慮」の理論のもつ非民主的で中央集権的な傾向を克服する意図から出発している。そのため、制度的には、文化に関する立法権を連邦ではなく州にゆだね、その具体的な政策実施は、住民の生活レベルに最も近い行政単位である自治体が行う、という「文化分権主義」をとっている。それと並んで、公共文化政策は今日、単に先人の遺産として、芸術文化を継承・維持していくための芸術文化振興を行うのみではなく、芸術文化を他者との対話の媒介項とみなし、文化施設を文化的な公共性を形成する場と理解する考え方が定着している。これは、〈1968年〉を契機とする社会の民主化への転換の結果として、自治体レベルで生まれた「新しい文化政策」の基本理念である。芸術文化を他者との対話の媒介項とし、文化施設を広く公共性を形成する場とするこの理念は、国家が芸術文化を弾圧する危険を回避するための、とりわけ重要な理論的基盤だとされている。

事例として考察したフランクフルト・アム・マイン市は、1970年以降、「万人のための文化」という政策理念を掲げ、ドイツの自治体文化政策に一定の雛形を提供したことで知られる。「新しい文化政策」の特徴である文化的公共性の形成を希求する理念は、1970年代のフランクフルト・アム・マイン市ではまず、「文化的な教育」によって実現されると考えられた。そのため、当時はまだ新しい制度であった「ミュージアム教育員」を、ミュージアムの中に制度化するための議論が活発化する。しかし当時、このミュージアム教育員の主要な任務は、芸術作品に関する知識や情報の伝達であると考えられていた。1977年の市政の政権交代により、〈ミュージアムの河畔〉の建設・拡張工事が実行されると、これと並行して、ミュージアム教育員も制度化される。そのことにより、ミュージアムは、住民が自ら文化を定義し、地域の文化的公共性を担うための「討論の場」となるのではなく、すでに専門家によって定義された芸術文化について「学習する場」として、理解されることとなる。政策理念と実践とのこうした乖離に加え、さらに80年代には、ミュージアムを、都市のアイデンティティやイメージを形成する拠り所とする見解が混入してくる。従来、研究と保存を主要な任務としてきたミュージアムに、作品の理解を助ける教育のサービスができたことも手伝って、

この時期の西ドイツには、空前のミュージアム・ブームが訪れる。それにより、ミュージアムの公共性は、数値で代弁されるものとなっていく。確かに幅広い層の住民が、過去にない規模でミュージアムを訪れるようになったのだが、それはミュージアムの意図した文化教育のためではなく、文化政策の理想とした文化的公共性の形成につながるものでもなかった。90年のドイツ統一による不況は、そのことを露呈させる。厳しい財政状況で自らの公共性を問われることとなったミュージアムは、理念と実践の乖離を意識せざるを得なくなり、今日、再び、文化的な公共性を形成する拠点となることを目指しはじめている。その際に、知識を伝達することを主眼としていた従来の「ミュージアム教育」は、広く人々と芸術作品を「媒介する活動」へと転換していく。こうして2000年代に入ると、フランクフルト・アム・マイン市の市立ミュージアムにおける来館者サービスは、「ミュージアム教育」から「文化の媒介」へとその名称を変える。しかし実際のミュージアムのプログラム分析からは、こうした「媒介の活動」も、作品と人々との媒介の多様性を見出すにとどまっていることが多いことが明らかとなる。それでも、作品を媒介項として人々の対話を促すという文化政策の理念は、いくつかの先進的な例から、ミュージアムでのその実現の可能性を探ることができた。

こうした事例考察からは、「生存配慮」の理念的な内容はインフラ整備に留まらず、文化施設を広く公共に開いていくための能動的活動の提供をも、すでに含んでいることが示される。しかしそれとは対照的に、実際の政策が提供する「生存配慮」は、必ずしもこのような媒介の活動とインフラ整備とを同等においているとはいえないことが明らかとなる。例えばそれは、フランクフルト市の2008年度の文化予算の人件費の内訳において、ミュージアムで研究活動に従事する人数が、媒介活動に従事する人数を大きく上回っていることに、顕著に表れている。この点に理念と現実の乖離があり、公共文化政策の責務を規定する上での現状の問題があることを指摘できる。現状のこうした制度的問題を立脚点にすると、今日の「文化的生存配慮」のひとつめの内容として、ミュージアムで研究や取得の仕事に従事する人数と媒介的な仕事に従事する人数の格差を小さいものにする必要が導かれる。

またその際の媒介の活動についても、単に作品と人との結びつきに多様性を持たせる「楽しい学習」の開発を目的とするのか、芸術文化を自ら定義するための土台を提供するのか、という点につ

いて、ミュージアムと文化政策の領域とでは、その議論に相違がみられる。しかしこれまで考察してきた歴史上の問題や、近年のイベント化する文化の問題を参照するならば、学習に留まらず、広く住民が文化的な公共性を形成していく拠点となることにこそ、ミュージアムはその存在意義を認められていくのだと考えることができる。公共性形成を志向する媒介活動の試みは、未だ先進的な一部のミュージアムの試みとして留まっているのだが、こうした活動に対し、安定性と継続性を保障することが、公共文化政策の「文化的生存配慮」のふたつ目の重要な核心を構成する。

以上述べたような政策理念と実践の乖離と同時に、明らかになったフランクフルト・アム・マイン市のもうひとつの問題は、ミュージアムを振興するための法的基盤の不在である。このことは、ナチス政権への権力集中に加担した、かつての「生存配慮」の理論が孕んだ行政の立法への優位という問題を再浮上させる。これに関しては、現在のドイツの文化政策において最もアクチュアルな議論である、「ボン基本法」の改正と関連させて考える必要がある。2007年12月に連邦政府文化諮問委員会は、最終報告書を出し、文化を「国家目標」とするための基本法の改正を勧告している。この改正が実現し、州や自治体に必要な立法措置を促すことで、将来的に行政措置の民主性を保障する効果が生まれることを期待したい。三つ目の点は、「文化的生存配慮」の実施には、民主的な法のコントロールが求められることであろう。

要約すれば、本研究では、プロフェッショナルな芸術文化活動を支援することを主眼とするよりは、むしろ一般住民の文化的な生活に対し、公共文化政策がいかなる枠組みを提供できるかを考察してきた。それゆえ、この基本法改正案での条文が、「文化」を振興するのか、「文化的生活の基盤」を振興するのかという点については、この条文次第で、公共文化政策の課題を単なるインフラ整備のみと解釈する傾向を助長する懸念があるため、本研究が「文化的生活の基盤」の方がより好ましいという見解をとっていることは、ここで繰り返し指摘しておきたい。しかし「文化を振興する」という条文の立場をとるドイツ文化諮問委員会も、ミュージアムを「討議的ミュージアム」と定義しており、文化施設を固定化するのではなく、有機的に社会に開いていく方向を志向していることを見て取ることができる。「討議的ミュージアム」という理解は、ミュージアムで実際に行われつつある先進的な例を掬い上げたものである。そのため、基本法改正やその後の適用に際しても、こ

うした有機性を重視する理念が一般的にとりいれられることが不可欠である。

日本においてもドイツにおいても、従来の文化政策研究は、文化施設の数や、そこで働く職員ポストの創設、予算規模といった数的基準により、政策評価を行うものが多かった。しかし本研究論文は、その土地の歴史に根ざした政策理念の形成過程と実践の進行をパラレルに見ていくアプローチをとった。それにより、全てのケースに一律に適用される数値的基準のみに基づいて、現時点で実現されているある都市の政策を評価する視点では見落とす問題が多くあることを、批判的に提示したいと考えてのことである。本研究で扱ったフランクフルト・アム・マイン市は、住民一人当たりに対する文化予算の割合に関しては、ドイツ全土で最高額を占めるのみならず、理念と実践の双方で、70年代以降のドイツ自治体文化政策に雛形を提供してきた。ここでは、例えばミュージアム教育員のポストはすでに制度化され、設備維持とともに人件費についても一定の割合を自治体が賄っている。こうした比較的高いレベルでの芸術文化支援体制が整っている自治体では、公共文化政策が動揺している原因であると考えられる政策理念と現実の今日の乖離は、教育員ポストの有無などの数値に表れる支援の外観からのみでは、見出せない。

そのため本研究は、支援の外観のみではなく、制度化された文化施設の内部にも着目した。すなわち「文化的な教育」の理念で意図された公共性の形成が、「ミュージアム教育」や「文化の媒介」という具体的手法になったことで、理念と実践の乖離が見られるかどうかを問題にしたのである。つまり本研究は、これまでミュージアム教育学や芸術教育学が、もっぱらその教育手法を改善する目的で研究対象としてきたミュージアムでの芸術文化の媒介のあり方を、文化政策の視点から考察したものである。それにより、最終的には、ミュージアムが文化的な公共性を形成するに足るだけの機能を果たすための枠組みを、公共文化政策が提供することがいまだできていない点に、理念と実践の乖離があるという現状を明らかにし、今日の「文化的生存配慮」を、上述の3つの点として提起するにいたった。